

第七十回
帝國議會
貴族院

臨時租稅增徵法案特別委員會議事速記録第六號

昭和十二年三月二十五日(木曜日)午前十時二十四分開議

○委員長(子爵渡邊千冬君) ソレデハ委員

會ヲ開キマス、モウ質問ハ昨日終了致シタ
コトニ御認メ願ッテ居ル次第デアリマスカ
ラ、本日ハ討論採決ニ入りタイト思ヒマス、
御意見ノアル方ハ此ノ際御述ヲ願ヒタイト
思ヒマス

○菅原通敬君 臨時租稅增徵法案外七件ヲ
含メタ増稅案ニ關シテ意見ヲ述ベヨウト思ヒ
マス、増稅案ハ現行稅法ヲ基礎トシマシタ
臨時增徵ト、新稅ヲ創設シテ收入ヲ圖ルモ
ノトノ二様カラ成立ッテ居リマス、臨時增徵
ハ、臨時應急ノ措置トシテ立案サレタモノ
デアリマスルシ、新稅ノ創設ハ恆久的の稅法
トシテ立案サレタモノデアリマス、然ルニ
政府ニ於キマシテハ中央地方ヲ通ジテ根本
的ノ稅制改革案ヲバ次ノ通常議會ニ提出ス
ルト云フコトヲ言明サレテ居リマス、私ハ此
ノ臨時增徵ニ係カル分モ、新稅ノ創設ニ係
カル分モ共ニ根本的の稅制ノ改革ニ至ル迄ノ
暫定的、過渡的のモノデアルト見マシテ、
其ノ試ミノ上ニ意見ヲ述ブルコトニシタイ
ト思フノデアリマス、臨時增徵案ハ大體ニ

於テ現行法ヲ基礎トシタルモノデアリマス
ガ、單ニ稅率ノ按配ニ依ッテ增收ヲ圖ルト云
フバカリデナシニ結城財政ノ片鱗トモ見ル
ベキモノガ其ノ間ニ織込マレテ居リマス、
從ッテ其ノ内容ニ付テ審査致シマス云フト、
遵ニ贊成ノ出來難イモノモアリマス、又新
稅創設案ハ前内閣ノ計畫シタルモノデ此ノ
際實施スルヲ適當ト認メタモノヲ取入レタ
ト云フコトニナッテ居リマスガ、其ノ中ノ法
人資本稅、外貨債特別稅、有價證券移轉稅
ニ付キマシテハ、各ノ其ノ課稅ノ理論ニ於テ
又課稅方法ノ上ニ異議ヲ挟ムベキモノガナ
イデアアリマセヌ、又衆議院ノ修正ニ係ル
モノニ付キマシテモ、直チニ同意ヲスルコ
トヲ躊躇セネバナラヌモノモアリマス、而
シテ私ハ元此ノ增稅ノコトハ稅制整理改革
ト同時ニ行フベキモノデアツテ、一年度限りノ
增稅ト云フモノヲ行フコトハ不可ナリトス
ル意見ヲ持ッテ居ルノデアリマス、デアリマ
スガ事コ、ニ至リマシテハ時局ノ重大ナル
ト、財政ノ現狀トニ照シマシテ、此ノ際增
稅ノ必要已ムベカラザルモノアルコトヲ思
ヒマシテ、會期切迫十分審議ヲ盡スコトノ
出來ナイト云フ懺モアリマスガ、前ニ申シマ

シタ通り稅制改革ニ至ルマデノ暫定的、過
渡的便法トシテ之ヲ認メルコトトシマシテ、
不満足ノ點ハ稅制改革ノ際ノ訂正ニ俟ツコ
トトシテ、其ノ期待ノ下ニ此ノ際ハ先ヅ小
異ヲ棄テテ大同ニ就テ、増稅案ノ圓滿ナル
成立ヲ希望致シマシテ、全部衆議院送付ノ
原案ニ贊成スルコトニシタイト思フノデア
リマス、政府ニ於テハ宜シク此ノ趣意ヲ諒
トセラレマシテ、本委員會審議ノ經過ニ鑑
ミラレ、又各委員ノ陳述シタル所ノ意見ノ
存スル所ヲ能ク尊重サレテ、之ニ考ヘラレ
テ、次ニ行ハムトスル稅制改革ニ善處セラ
レムコトヲ希望スルノデアリマス、又今度
ノ增稅ハ劃期的の增稅デアリマシテ、人心
ノ上ニ經濟ノ上ニ最モ影響ヲ及スコト甚大
ナリト認ムルモノデアリマスカラ、是ガ施
行ニ付キマシテハ最モ慎重ナル御注意ヲ煩
ハシタイト思フノデアリマス、仍テ私ハ二
ツノ包括的ノ附帶決議ヲ付シテ衆議院送付
ノ原案ニ贊成ノ動議ヲ提出シタイト思フノ
デアリマス、又此ノ委員會ニ付託サレマシ
タ明治四十年法律第二十一號中改正法律案
ニ付テハ何等ノ異議ヲ持チマセヌ、今申シ
マシタ附帶決議ト云フノハ

一、臨時租稅增徵法ノ施行ハ昭和十二年
度限り之ヲ止メ、中央地方ヲ通ズル稅制改
革案ヲ次ノ通常議會ニ提出スベシ
二、租稅ノ徵收ニ當リテハ稅務官吏ニ特
ニ訓戒ヲ加ヘ苛斂誅求ノ弊ニ陥ラザル
コトヲ期スベシ
此ノ二項デゴザイマス、ドウゾ諸君ノ御
贊成ヲ得タイト思ヒマス

○深井英五君 甚ダ恐縮デスガ、菅原君ノ
前ノ方ノ、今ノ御提案ニナリマシタ二ツノ決議
ノ中ノ前ノ方ヲモウ一度御朗讀願ヒタイト
○菅原通敬君 「臨時租稅增徵法ノ施行ハ
昭和十二年度限り之ヲ止メ中央地方ヲ通ズ
ル稅制改革案ヲ次ノ通常議會ニ提出スベシ」
○委員長(子爵渡邊千冬君) 此ノ際外ニ御
意見ハアリマセヌカ
○男爵郷誠之助君 私ハ只今ノ菅原君ノ御
提案ニ付テ贊成ヲ致シマス、但シ委員長ガ
御報告ニナル中ニ斯クノ如キ希望ノアルト
云フコトヲ高調シテ戴キタイ事柄ガアリマ
ス、ソレハ即チ法人所得ニ課稅スル所ノモ
ノニ付テ、十分ニ考慮ラシテ戴キタイト云
フコトデアリマシテ、以下ソレニ付テ申述
ベマス、此ノ度ノ增稅ガ二億九千二百萬圓

トナツテ居リマスルガ、此ノ中ニ法人ニ課セ
ラレル所ノモノガ政府ノ衆議院ニ於テ説明
セラレタル所ニ依ルト、一億三千八百萬圓
トナツテ居リマシテ、是ハ全體ノ増稅額ノ約
四割七分ニ當ルノデアリマス、更ニ法人カ
ラ配當ヲ受ケタ所ノモノニ依ツテ、第三種所
得ニ於テ課稅サレルモノガ、私ノ推算デハ
四千八百萬圓アリマスルカラ、之ヲ合計致
シマスルト、一億八千六百萬圓ト相成ツテ、
即チソレガ全體ニ對シテカラシテ六割三分
ト云フ負擔ニナルノデアリマシテ、是ハ相
當事業ヲ經營スル法人ニ對シテノ重壓ト感
ジルノデアリマス、政府委員ノ説明セラル
ル所ニ依ルト、此ノ課稅ガ行ハレテモ、法
人ノ配當ニ影響ヲスルヤウナコトハナイト
言ハレテ居リマス、又政府ヨリ提出サレマ
シタル資料ニ依リマスルト、昭和六年、七
年、八年、九年、十年ト分ケテアリマシテ、
特ニ此ノ利益率ガ昭和八年ヨリ餘計ニナツ
テ居ルノデアリマス、而モ昭和十年ノ所ニ
依リマス、其ノ配當ガ十五億二千八百萬
圓デアツテ、留保ガ……配當サレタル所ノモ
ノハ九億二千八百萬圓ニナリマスルカラ差
引留保ヲスルモノガ六億圓ニ上ツテ居ル此
ノ中カラシテ一億三千八百萬圓位ノモノヲ
増徴シタ所デ以テ、配當ニハ影響アルマイ、

斯ウ云フ風ニ見テ居ラル、ヤウデアリマス
ルケレドモ、之ニ對シテノ私ノ見ル所ハ、
左程樂觀スベキモノデナク、又之ニハ相當
沿革ガアリマスカラ、此ノ沿革ニ付テ一通
リ申上ゲマスルト、只今ノハ昭和六年カラ
デアリマスケレドモ、之ヲ大正十三年カラ
段々調べテ見マスルト、大正十三年ヨリ昭
和四年マデニ至ル間ハ相當ニ利益ガアツタ
ノデアリマス、唯昭和五年、六年、七年ア
タリニ行ツテ是ガ激落シタノデアツテ、ソレ
ハ主ニ金解禁ニ伴フ所謂「デフレーション」
政策ノ齎シタ結果デアリマス、即チ大正十
三年以來拂込金ニ對スル利益率ヲ申上ゲマ
スルト、大正十三年デハ九・二デアリマス、
大正十二年ニハ九・九、其ノ次ガ九・八、九・
三、ソレカラ八・九、八・四、ソレカラ段々
激落シテ來マシテ六・七、五・〇、六・〇、
七・五、ソレカラ更ニ八年カラシテ金再禁止
ガ行ハレマシテカラシテ、外國貿易等ガ活
氣ヲ呈シテ、大體ソレ等ノ原因デアラウト
思ヒマスルガ、昭和八年カラ是等ガ段々復
活シテ來タノデアリマス、ソコデ此ノ率カ
ラ申シマスルト、昭和十年ノ九・三ト云フノ
ハ、丁度昭和二年ト合致シマスルノデ、ソ
レヨリ以上ノ利益ガ大正十三年竝ニ昭和元
年ニハアツタノデアリマスガ、一〇・九乃至

一〇・八ト云フ利益率ガアツタノデアリマス、
全體カラ見マスルト云フト、一時金解禁ニ
伴フ政策カラシテ、萎微沈滞シマシタルモ
ノガ、ヤツト此ノ最近ノ三、四年ノ間ニ復活
シテ、先ヅ稍、安心ヲスル程度ニナツテ來マ
シタノデ、實ハ其ノ内容ニ於テハ本當ニ整
テ居ラスモノト私ハ見テ居ルノデアリマス、
ソレカラ先達テモ質問ノ際ニ申上ゲマシタ
ガ、此ノ留保所得ト云フモノハ恐ラク何レ
ノ會計ト雖モ、殆ド之ヲ現金デ持ツテ居ルモ
ノハナイノデアツテ、固ヨリ原料デアルトカ、
或ハ運轉資金デアルトカ云フモノニハ流用
サレテ居リマスルガ、唯之ヲ現金デ預ケテ
ハ安イ利息ヲ以テ、現金デ唯持ツテ居ルト云
フモノハナイノデアアル、ソレノ使ヒ途ガ
決ツテ居ル、殊ニ最近ニ於キマシテハ、外國
カラ輸入スル所ノ原料ガ著シク騰リマシタ、
ソレカラ又生産數量モ著シク上ツタノデア
リマス、故ニ手持ノモノト云フモノハ餘計
ニナツテ來タ、金高カラ申シマス……生産
數量カラ申シマスルト、是ハ三菱デ二十六
品ニ對シテ、平均ヲ見タノデアリマスケレ
ドモ、生産數量カラ申シマスルト、昭和五
年ノ百ニ對シテ、昭和十一年六月ガ百五十
八、ソレカラ昭和十一年十二月ガ百七十六
ト云フ、是ハ數量ノ方カラ斯塔ノ如ク激増

シテ來タノデアリマスカラ、之ヲ値段ニ換
算致シマスルト、更ニソレ以上ノ増加ニナツ
テ居ルモノデアアルノデス、斯様ナモノヲ手
持ニシテ居ル、ソレカラ只今申上ゲマスル
ヤウニ、輸入サレル所ノモノガ著シク暴騰
致シテ居リマス、ソレハ昭和六年十二月ヲ百
ト見マスルト、昭和十二年二月ニハ二百八
十一トナツテ居リマス、斯様ナモノガ留保所
得ノ中ニ入ツテ居ルノデハナイカ、又借金モ
大分減ツテ居リマス、借金が昭和六年ニ比ベ
マス、而シテ拂込金ハ殖エテ居ルノデアリ
マスルカラ、固ヨリ其ノ留保金ノ中ニハ拂
込ニ充當シタモノモアラウト思ヒマス、
拂込金ニ對シテノ社債ト云フモノノ率カラ
申シマスルト、是ハ著シク激減致シテ居リ
マス、詰リ私共考ヘマスルノニハ、是等ノモ
ノニ留保所得ト云フモノガ主ニ向イテ居ル
ノデハナイカ、マア此ノ外ニ改良工事ヲシ
タモノガ六分アリマス、ソレニ向ケラレタ
モノモアラウト思ヒマス、是マデ餘リ働カ
ナカッタ所ノ機械ヲ改造シテ、有用ナモノニ
ナラシメタト云フヤウナモノニ注込マレタ
モノモ大分アラウト思ヒマス、サウ云フ次
第デ、數字ヲ一々ニ付テ調べ上ゲテ申上ゲ
ル根據ハ持ツテ居リマセヌケレドモ、大體ニ

於テ留保所得ト云フモノガ、決シテ現金デ持ツテ居ルモノデハナクシテ、以上申上ゲタヤウナ風ニ振向ケラレテ居ルノデアリマスカラ、若シ或會社ガソレヲ止メナイデ、其ノ通りニ施行シテ行クトシマス、勢ヒ配當ニ喰込マナケレバナラヌト云フコトニナルノデアリマス、ソコデ先達テチヨット申上ゲマシタガ、是ハホンノ御參考ニ過ギナイノデ、之ヲ以テ全體ノ根據ト致ス譯ニハ參リマセスケレドモ、三井ノ調査部ニ於テ二百二十三會社ノ取調ヲシテ見タ、ソレハ全體ノ會社ノ拂込金ノ六割五分ニ當ル所ノ會社ノ取調ヲシタサウデアリマスガ、其中デ最モ弱體ナル會社ノ調ヲ九十社程シテアリマスガ、是ハ留保ガ僅カニ「パーセント」ト云フモノガ一番多イノデアリマス、皆「パーセント」以下デアリマス、是等ノ會社ハ當然今日マデノ配當ヲ續ケルト云フコトハ出來ナイノデアリマス、左様ナ次第デアリマスカラ、政府ガ唯留保ガ斯クノ數字ガアルカラト云ツテ、此ノ中カラ配當ニ持ツテ行ケルダラウカラシテ、今日ノ配當ヲ減スコトニハ及バヌト云フヤウナ論ハ全ク机上ノ空論デ、ソレハ實際ニハ當嵌ツテ居リマセヌ、是ハ自ラ徐々ニ現實ニ出テ來ルコトト思フノデアリマス、ソレカラ我ガ國ノ

税法ニ於テハ、會社ヨリ取り、而シテ其ノ配當ヲ受ケタ所ノ個人ヨリモ徴收スルコトニ相成ツテ居リマスノデ、之ニ對シテハ色御議論モアルヤウデアリマス、所謂法人實在論ト申シマスカ、或ハ擬制論ト云フヤウナ論ガアルヤウデスガ、要スルニ經濟的ニ見マスレバ同一資本デアアルニハ相違ナイ、別ニ變ツタ資本ガ、ソレダケ全ク別ノモノガ殖エタト云フ次第デハナクシテ、同一資本ガ他ノ形ニ於テ現レテ居ルト云フコトデアリマスカラ、同一資本ニ對スル利益ニ對シテ重複ニ課稅セラレル、從ツテソレガ他ノ租稅ニ對シテ不均衡デアルト云フコトハ、是ハドウモ免レマイト思フノデアリマス、然モ我ガ國ニ於テモ、大正九年ニ此ノ重複課稅ガ始ツテ居リマス、ソレマデノ法律ヲ見マスルト總益金申此ノ法律ニ依リ所得稅ヲ課セラレタル法人ヨリ受ケタル配當金又ハ此ノ本法施行地ニ於テ支拂ヲ受ケタル公債社債ノ利子アル時ハ之ヲ控除ス、保險會社ノ利益金又ハ剩餘金ノ計算ニ付云々、即チ同一系統ノ資本ニ對シテハ、ソレカラ受ケル所ノ利益ニ對シテハ、重複シテ課稅ラセヌト云フ建前デアッタ、是ガ此ノ間モチヨット質問ノ際ニ申上ゲマシタ大正九年所謂株式ニ對シテ四割控除ノ論ガ起ツタ、是カラ

始ツタノデ、其ノ前マデハ今申上ゲタヤウニナツテ居ッタノデアリマス、ソレデ私ハコ、デ之ヲ彼此爭フノデハアリマセスケレドモ、稅制改革ニ當ツテハ其ノ點モ一應御考慮願ヒタイト思ヒマス、殊ニ我ガ國ニ於テハ是ガ二重ニモ三重ニモ課セラレテ居ル場合相當ニアル、例ヘバ「ツ」ノ持株會社ガアル、ソレガ或會社ノ株ヲ持ツテ居テ、其ノ或會社ガ更ニ子會社ヲ持ツテ居ルト云フ場合ニハ、此ノ持株會社カラシテ個人ガ受ケルマデノ間ニハ合計四度課稅ヲサレルト云フコトニナツテ居リマス、此ノ點ニ付キマシテハ御承知ノ如ク所謂重複課稅ヲ施行シテ居リマスノハ「ドイツ」ト「アメリカ」、其ノ「アメリカ」ニ於テハ一昨年マデハ九割ヲ、法人カラ配當ヲ受ケル場合ハ九割ヲ控除シテ居ル、ソレガ昨年ノ法律デ以テ確カ八割五分ニナツタト記憶シテ居リマス、ソレカラ「ドイツ」ニ於テハ少クモ四分ノ一ノ株ヲ持ツテ居ル會社ハ其ノ配當ヲ全部控除スルト云フコトニナツテ居ル、此ノ重複課稅ヲ施行シテ居リマスル「ドイツ」、「アメリカ」ニ於テモ左様ナ緩和ガアルヤウニ承知シテ居リマス、我ガ國ハ之ヲ今日ノ所デハマル／＼課稅スルト云フコトニナツテ居ル、法人ニ對シテハ所得稅ガアリ、營業稅ガアリ、ソレニハ各、附加稅

ガアル、是ハ會社々々ニ依ツテ違ヒマスガ、其ノ會社ノ成績ニ依ツテ違ヒマスガ、臨時利得稅ガアリ、超過所得稅ガアリ、又第二種ニ於テ課稅サレタルモノハソレヲ控除シタダケノ額ヲ更ニ課稅サレルト云フ各種ノ課稅ガアルノデアリマシテ、或者ノ計算ニ依ルト此ノ方面ニ對スル課稅ハ世界一デアルト申シテ居リマス、是ガ如何ナル程度ニ重壓ヲ加ヘマスカ、私ハ必ズシモ之ヲ以テカラシテ、眼ヲ瞋ラシ、齒ヲ剝イテ阻止セシムルヤウナ重大ナル影響ガアルトハ思ヒマセヌ、併シナガラ大藏當局ガ屢、説明サレルヤウナ、樂觀シタモノデハナイト思ツテ居リマス、デ之ヲ要スルニ只今申上ゲマシタ此ノ増稅ガ産業ニ對シテ如何ナル影響ヲ齎ラスモノデアアルカ、第二ハ此ノ稅ノ建前ガ正當デアリヤ否ヤ、「イギリス」デハ「アシジャスト」ト云フ言葉ヲ使ツテ居ルト思ツテ居リマス、重複課稅ニ付テハ……併シ我ガ國ノ國情ガ違フコトデアリマスルカラ、必ズシモ日本ニ直クソレヲ當嵌メテ申上ゲル譯デハアリマセスケレドモ、兎ニ角第二ノ點ニ付テモ御考慮ヲ願ヒタイ、之ヲ委員長ノ御報告ノ中ニ高調シテ戴イテ、來ルベキ稅制改革ニ付テハ此ノ二點ヲ十分ニ考慮ラシテ御貫ヒ申シタイ、是ガ私ノ希望デ

アリマシテ、其ノ希望ヲ以テ菅原君ノ動議ニ御賛成ヲ申上ゲマス

○水野基次郎君

私モ菅原委員ノ動議ニ賛成スル者デアリマス、サウシテ今郷委員ノ御説ガアリマシタガ、全ク郷委員ノ御意見

通りト思ヒマス、尙委員長ノ御報告ノ中ニ御加ヘ下サルコトト思ヒマスケレドモ、産

業ノ發展ハ既ニシテ居ル列國ト、産業ノ發展ノ途上ニアル帝國、自ラ其ノ趣ガ違フテ居

ルト思フノデアリマス、既ニ十分ナル發展ヲシテ居リマス列國ノ徵稅例ヲ御示シニ

ナツテ、日本モ是ト同ジヤウニ徵稅ヲセラレルト云フ所ニ非常ナ無理ガアリハシナイ

カト思フノデアリマシテ、此ノ日本ノ産業ノ發展ノ途上ニアリマスモノニ對シテ、斯

カル増稅ヲ敢行セラレルト云フコトニ將來大ナル無理ガ起リハシナイカト云フコトヲ

次ノ稅制改革マデニ十分御研究ヲ願フテ置キタイト思フノデアリマス、尙相續稅ニ至

リマシテハ、帝國ノ建國ノ精神ガ、列國ノ精神ト違ヒマスト云フコトヲ御考慮ニ御置

キ下サラムト云フト、ソコニモ大ナル御考慮違ヒガアリハシナイカト思フ、帝國ハ家族

制度ノ下ニ強味ヲ持ツテ居ル、此ノ家族制度アルガ故ニ、何等産業ノ原料ヲ、此ノ帝國ノ地上ニ持ツテ居ナイノニ拘ラズ、有ラユ

ル方面ニ對シテ強國ノ班ニ列シテ居ルト云フコトハ、要スルニ私ハ家族制度ノ大ナル賜物デハナイカト思フ、然ルニ今回ノ相續

稅ノ増徴ノ御説明ノ中ニ、英國ガ幾ラデア

ル、「アメリカ」ガ幾ラデアアル、日本ガ最モ是デモ安イノダト云フ御説ハ、私ハ非常ニ不

愉快ニ承ツタノデアリマス、帝國ノ建國ノ精神ヲ御考ニナツタラ、家族制度ヲ破壊スルヤ

ウナモノデアレバ、如何ナル方法ヲ以テモ私ハ御考ヘ直シラセラレナケレバナラナイ

モノト思ヒマス、併シ會期切迫ノ今日、彼此之ニ反對ヲ致シマスト云フコトハ、甚ダ申

譯ノナイコトニナリマスカラ、枉ゲテ菅原委員ノ動議ニ賛成ヲ致シマス所以デゴザ

イマスル、今度ノ稅制改革ニ至ルマデ、此ノ二點ニ付テ十分御研究ヲシテ戴キマシ

テ、帝國ノ進展ニ付テ御考慮下サラムコトヲ希望ヲ述ベテ賛成ヲ致シマス

○深井英五君 私モ菅原委員ノ御述ニナリマシタ所ハ大體ニ於テ賛成ヲ致シマス、只

一ツ伺ヒ旁、私ノ考ヲ述ベテ見タイノデゴザイマスガ、菅原委員ノ御提案ノ第一ニハ中

央地方ヲ通ジテト云フコトニ將來ノ稅制改革ニ向ツテノ希望ガ述ベラレテアルノデア

リマス、私ハ實ハ議會ニ於ケル從來ノ用語ノ慣例ヲ能ク存ジマセヌノデアリマス、唯

其ノ文字ダケヲ見マスト、中央地方ヲ通ジテトアリマスト、唯都市ト農村トノ間ノ均

衡ヲ善クスルト云フコトニ局限サレル如キ感ヲ生ズルノデアリマス、ソレデアッテハ少

シク狭マ過ギルト思フノデアリマシテ、普通ノ言ヒ方デアリマスカラ、其處ニ「各方

面」ト字ヲ入レタイヤウナ氣持ガ致スノデア

リマス、即チ中央地方各方面ヲ通ジテ、都市ト農村ト地方的ノ區別バカリデナイ稅ヲ

負擔スル各種ノ方面ト云フ意味ニ廣クシタ方ガ宜クハナイカト思フノデアリマスガ、

併シ是ハ議會ニ於ケル從來ノ用語ノ慣例モアリマスト思ヒマスカラ、私直チニサウシ

タイト云フ、菅原委員ノ御意見ニ對シテ修正案ヲ出スノデアリマセスガ、サウ云フ

氣持ガ致スノデアリマシテ、菅原委員ガドウ云フ風ニ御考ニナツテ居ラレマスカソレ

ヲ伺ツテ見タイト思ヒマス

○菅原通敬君 深井委員ノ御尋デアリマスガ、中央地方ヲ通ズルト云フ言葉ハ大分廣

汎ナ意味ヲ持ツテ居ルト私ハ從來ノ慣用カラ見テ左様ニ考ヘテ居ルノデアリマス、從

來此ノ稅制整理トカ、稅制改革ト云フヤウナモノハ專ラ國稅ニ限ラレテ居ッタノガ長

ナコトニナツテ居リマシタガ爲ニ、國稅ノ方ノ整理ダケデハ宜クナイ、地方稅ノ整理ハ寧ロ或ハソレヨリモ急ナルモノガアルカラ、地方ノ稅制ヲモ整理スル必要アリト云フ聲ガ段々出テ參リマシテ、是ニ於テ稅制整理ト云フモノハ國稅バカリデハイカヌ、地方稅バカリデモイカヌ、國稅地方稅ヲ共ニ見テ行カナケレバナリマセヌ、而シテ其ノ間ニハ國民負擔ノ關係デアアルカラ單ニ國稅側カラ見ルト云フバカリデナシニ、又地方稅側カラ見ルト云フバカリデハナク、其ノ間ニ共通シマシタ觀念ヲ以テ兩方ニ廣ク利害關係及ビ負擔均衡ト云フモノヲ考ヘテ整理シテ行カナケレバナラナイト云フヤウナ所カラ、中央地方ヲ通ジテト云フ言葉ガ用ヒ出サレタモノト思フノデアリマス、殊ニ馬場財政時代ニ於テハ此ノ中央地方ヲ通ジテト云フ意味ガ非常ニ強化サレテシマヒマシテ、或ハ進ンデ中央地方ノ財政ノ統制ヲモ圖ルコトサヘモ中央地方ヲ通ジテ悉ク稅制ノ整理ト云フ字ニ含メテ企テラレタ程デアツクノデアリマス、從テ此ノコトハ非常ニ範圍ガ廣イノデアリマス、デ御述ノ如ク都市トカ、或ハ農村トカ言フモノハ負擔關係ハ、負擔均衡ト云フモノダケニ付テ考ヘルト云フコトデナシニ、或ハ間接稅ト直接

税トノ關係、國稅ト地方稅トノ關係、其ノ他各種ノ方面ニ互ツテ兎モ角負擔關係ニ關係ノアルモノハ全部中央地方ヲ通ジタ稅制ノ中デ考ヘル、斯ウ云フ意味デ今日使ハレテ居ルト思ヒマスカラ「各方面」ト云フヤウナ文字ハ御用ヒニナラヌデモ御趣意ニハ叶フト存ジマス

○深井英五君 只今ノ菅原委員ノ御説明デ能ク分リマシタ、御趣意モ分リマシタシ、提案ノ御眞意モ分リマシタシ、從來ノ慣例ニ依レバ廣範ナル意味ニナルト云フコトデアリマスカラソレデ結構デアリマシテ「各方面」ト云フ字ヲ入レルコトヲ茲ニ殊更ニ私提案スル必要ハナイト思ヒマスノデソレハ致シマセヌ、ソレカラ希望ノ廉ヲ委員長ノ報告ニ入レテ置カレルヤウニト云フコトヲ、只今郷委員及ビ水野君カラ御述ニナリマシテ、其ノコトニ付テハ矢張り賛成デアリマス、何モ申スノデアリマセヌガ、此ノ委員會ニ於テ斯ウ云フ希望ガアツタ、若シクハ強イ希望ガアツタ、多數ノ希望ガアツタ云フヤウナ風ニ御報告ニナリマスルコトナラバ差支アリマセヌデスガ、此ノ委員會ノ意見トスルト云フコトニナリマス、又更ニ慎重ニ審議ヲシナケレバナラナイカト思フ廉モアルト思フノデアリマス、ソレデ何故サウ云フコトヲ申スカト申シマス、

昨日岡部委員カラノ御注意モアリマシタ、産業ノ發達ヲ阻碍スルコトニナラナイヤウニト云フ注意ハ十分ニシナケレバナリマセヌ、併シナガラ他ノ半面ニ於テ社會多數ノ生活ヲ壓迫スルコトノナイヤウニスルト云フコトモ亦考ヘナケレバナラヌノデアリマス、此ノ委員會ニ於テドチラカノ一方ノミヲ強調シタ、斯ウ云フコトハ或ハサウデアアルカモ知レマセヌガ、ソレヲ決メルニハ更ニ慎重ナル審議ヲ要スルト思フノデアリマス、斯ウ云フ希望ガアツタト云フコトヲ御報告ナサルト云フ積リガラウト多分思ヒマスガ、念ノ爲メ委員會ノ意見ト云フコトデハナイヤウニ御取扱ニナラムコトヲ希望致スノデアリマス、是ダケノコトヲ菅原委員ノ御意見ニ賛成ヲ表シマス同時ニ申上ゲテ置キマス

○委員長(子爵渡邊千冬君) 此ノ際委員長カラ申上ゲタイト存ジマスルガ、昨日懇談會ノ席上デアリマシタカラ附帶決議ニスルカ又附帶決議ニシナクテモ委員長ノ報告ヲ以テ満足セラル、カ、ソレ等ノコトヲ腹藏ナク御話ヲ願ヒタイト云フコトヲ私カラ申シマシタ、ソレト同時ニ如何ナルコトヲ報告スルヤ否ヤト云フコトハ委員長ニ御委セラ願ヒタイト云フコトヲ申シテ置キマス

タガ、只今深井君ノ申サレマシタ所デハ、今日此ノ公開ノ委員會ニ於キマシテ一ニ御希望ガ出タノデアリマスケレドモ、之ニ對シテ私ガ何トモ意見ヲ申上ゲナカッタノハ其ノ考ガアツタカラデアリマシテ、貴族院ノ委員會ノ先例トナツテハ是ハ宜クナイコトダト思ヒマス、總テノ委員會ニ於テ各委員ガ斯クノ如キコトヲ本會議ニ報告シテ貰ヒタイ、個人ノ意見ヲ一々御述ニナリマシテソレヲ委員長ガ必ズ其ノ通り致サナケレバナラヌト云フヤウナ慣例ガ生ジマシテハ、是ハ貴族院ノ議事法ノ上ニ重大ナ面白クナイ先例ニナルト思フノデアリマス、併シ懇談會ノ席上デアリマストカ、又ハ委員長ト委員ト向ヒ合ノ場合ニ於キマシテ御話合ヒガアリマスナラバ委員長ガ適當ト思ヘバ、ソレハ之ヲ報告致スコトニナルガラウト思ヒマス、左様ナ意味デアリマシテ、只今深井君ノ申サレタコトハ御尤ナコトデアリマシテ、委員ノ下ナカカラカス様ナコトヲ報告ラシテ貰ヒタイト云フ御希望ヲ御發表ニナル分ハ是ハ已ムヲ得ナイト思ヒマスケレドモ、是ガ委員會ノ空氣デアアル、委員會デ反對スル者ガナカッタカラ委員會デハ左様ニ全員悉ク考ヘタト云フ意味ニ世間ラシテ了解セシメルヤウナコトハ決議デハナイ以

上ハ宜シクナイト思フ、私ガ報告スルコトト致シマスレバ、今深井君ノ御注意ノアリマシタ通り左様ナ意見モアツタト云フ意味デ報告ヲ致スノデアリマシテ、ソレガ委員會ノ全體ノ空氣デアツタト云フヤウニハ報告致シマセヌ、又委員長ガ左様ニ考ヘタ場合ニハ報告ヲ致スカモ知レマセヌ、委員會ノ多數ハ斯ウ云フコトヲ考ヘテ居ラレタト云フヤウニ考ヘタ場合ハ委員長ガ報告致シマス、若シ其ノ報告ガ過ツテ居レバソレハ委員長ノ責任ニナルノデアリマスケレドモ、委員カラ出タ意見ヲ此ノ點ハ斯ウ云フ工合ニ報告シテ貰ヒタイト、此ノ點ハ斯ウ云フ工合ニ報告シタイト云フ御希望ガアリマシテモ、ソレヲ委員會ノ意嚮トシテ世間ニ取ラレルヤウナ報告ハ直チニ其ノコトニ依ツテノミ委員長ハ左様ナ取計ラヒハ致サナイ積リデアリマスカラ左様御承知ヲ願ヒマスマス

○深井英五君 只今ノ御話デ私ハ満足致シマス

○委員長(子爵渡邊千冬君) 外ニ御意見ガナケレバ採決致シタイト存シマス、此ノ附帶決議ト云フ言葉デ今マデ申シテ居リマシタガ、貴族院規則ニハ採決ニハ條件ヲ附スルコトヲ得ズト云フコトガアリマスノデ、從來希望決議ト云フコトニ取計ツテ居ツタサウデア

リマスガ、此ノ度モ菅原君ノ今御提出ニナ
リマシタノハ附帶決議デナシニ、希望決議ト
云フコトニ致シマシテ、左様ナ希望決議ガ
之ハ付イテ居ル、ソレヲ條件トシテ税法諸
案ヲ可決シタト云フコトデナシニ、税法諸
案ヲ可決シ、ソレト同時ニ斯クノ如キ希望
決議ヲ附シテ議決シタ、サウ云フ意味ニ了
解致シタイト存ジマス、菅原君ハ御異議ナ
イダラウト思フノデスガ……

○菅原通敬君 從來ノ慣例通りデ宜シウゴ
ザイマス

○委員長(子爵渡邊千冬君) 左様ナ意味ニ
於テ菅原君ガ今贊成意見ヲ御述ニナリマシ
タガ、其ノ通り原案全部、衆議院修正ノ原案
通り可決致スコトニ御異議ハゴザイマセスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(子爵渡邊千冬君) 御異議ナイト
認メマス、全部可決確定致シマス、委員會ニ於
テ可決確定致シマス、是デ散會致シマス

午前十一時十四分散會

出席者左ノ如シ

- 委員長 子爵渡邊 千冬君
- 副委員長 男爵松岡 均平君
- 委員 公爵一條 實孝君
- 侯爵池田 宣政君

伯爵有馬 頼寧君

子爵青木 信光君

子爵岡部 長景君

子爵松平 康春君

男爵郷 誠之助君

男爵松尾 義夫君

男爵伊江 朝助君

男爵松平外與麿君

三浦 新七君

菅原 通敬君

森 平兵衛君

下出 民義君

野村 徳七君

絲原武太郎君

水野甚次郎君

大和田健三郎君

深井 英五君

國務大臣

大藏大臣兼拓務大臣 結城豊太郎君

政府委員

大藏次官 賀屋 興宣君

大藏省主稅局長 石渡莊太郎君

大藏書記官 谷口 恒二君

同 松隈秀雄君

貴族院臨時租稅增徴法案特別
委員會議事速記録第三號正誤

頁段 行 誤 正

二三 一一 二萬五千圓 二十二萬五千圓